

# 橋北地区防災計画



平成 29 年 4 月  
橋北地区自主防災会

## ～ 目 次 ～

- 1 はじめに
- 2 計画の対象地区の範囲
- 3 基本的な考え方
  - (1) 基本方針（目的）
  - (2) 活動目標
  - (3) 長期的な活動計画
- 4 地区の特性
  - (1) 自然特性
  - (2) 社会特性
- 5 防災活動の内容
  - (1) 防災活動の体制（班編成）
  - (2) 平常時の活動・事前の対策
  - (3) 発災直前の活動
  - (4) 災害時の活動
  - (5) 復旧・復興期の活動
  - (6) 市、消防、他団体、ボランティア等との連携
- 6 実践と検証
  - (1) 防災訓練の実施・検証
  - (2) 防災意識の普及啓発
  - (3) 計画の見直し

## 1 はじめに

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助推進のために「地区防災計画制度」が新たに創設されました。

これは、市内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画であり、地域コミュニティが主体的につくり上げるボトムアップ型のものとなります。

そこで、橋北地区では飯田市のマニュアルを基に、本書を作成しました。特に、事前の防災対策や地域防災力の向上を図るために、表形式を多用した計画とし、より分かりやすく実効性が高くなることを目指しています。

この地区防災計画については、災害対策基本法第 42 条の 2 に基づく地区防災計画として飯田市防災会議に諮り飯田市地域防災計画の中に位置づけられる予定です。

平成 27 年 2 月

橋北地区自主防災会

## 2 計画の対象地区の範囲

橋北地区自主防災会は、町内自治会を基に構成されています。

地区	町内自治会	
きょうほく 橋北地区  人口 2,913 人 世帯 1,325 人	<small>だいもんちょう</small> 大門町 1 区	【人口 57 人、世帯 20 戸】
	<small>だいもんちょう</small> 大門町 2 区	【人口 166 人、世帯 90 戸】
	<small>だいもんちょう</small> 大門町 3 区	【人口 120 人、世帯 61 戸】
	<small>だいもんちょう</small> 大門町 4 区	【人口 47 人、世帯 25 戸】
	<small>さくらまち</small> 桜町 1 丁目	【人口 91 人、世帯 42 戸】
	<small>さくらまち</small> 桜町 2 丁目	【人口 83 人、世帯 48 戸】
	<small>てんまちよう</small> 伝馬町 1 丁目	【人口 129 人、世帯 50 戸】
	<small>てんまちよう</small> 伝馬町 2 丁目	【人口 113 人、世帯 54 戸】
	<small>だいおうじ</small> 大王路	【人口 156 人、世帯 61 戸】
	<small>こでんまちよう</small> 小伝馬町 1 丁目	【人口 128 人、世帯 48 戸】
	<small>こでんまちよう</small> 小伝馬町 2 丁目	【人口 116 人、世帯 59 戸】
	<small>えどまち</small> 江戸町	【人口 253 人、世帯 109 戸】
	<small>にほんまつ</small> 二本松	【人口 66 人、世帯 46 戸】
	<small>なかのちょう</small> 仲ノ町	【人口 89 人、世帯 38 戸】
<small>かみばばんちょう</small> 上馬場町	【人口 165 人、世帯 75 戸】	

	しもばんちょう 下馬場町	【人口 99 人、世帯 51 戸】
	はまいちょう 浜井町	【人口 258 人、世帯 115 戸】
	えどはまちょう 江戸浜町	【人口 256 人、世帯 122 戸】
	とうえいちょう 東栄町 1 区	【人口 108 人、世帯 31 戸】
	とうえいちょう 東栄町 2 区	【人口 77 人、世帯 25 戸】
	ひがしちゅうおうどおり 東中央通	【人口 336 人、世帯 155 戸】

### 3 基本的な考え方

#### (1) 基本方針（目的）

- ・ 平常時及び災害時における地域防災力を高めることにより、地域コミュニティを維持・活性化すること
- ・ これらを実現するために、地域に暮らす住民一人ひとりが協力して防災活動をはじめとした協力体制を構築する。
- ・ 平時から関係する団体と地域が一体となって、目標に向けて連携体制を構築する。

#### (2) 活動目標

##### 【平時の目標】

- ・ 災害時の避難場所や情報入手方法を知っている割合を平成 29 年までに 80%にする。(平成 25 年 78.1%)
- ・ 家具の転倒防止を行なっている割合を平成 29 年までに 50%にする。  
(平成 25 年 43.8%)
- ・ 3 日以上以上の食糧や水の備蓄を行なっている割合を平成 29 年までに 20%にする。(平成 25 年 9.4%)
- ・ 火災報知機の設置割合を平成 29 年までに 75%にする。(平成 25 年 65.6%)

##### 【地震】

- ・ 地震による犠牲者をゼロにするため、家具の転倒防止とガラス飛散防止を推進する。
- ・ 3 分、3 時間、3 日間を自助・共助で乗り切る

**【土砂災害・浸水害】**

- ・土砂災害による犠牲者をゼロにするため、土砂災害特別警戒区域居住者への情報伝達を10分以内、避難を30分以内に行う。
- ・30分以内で行う警戒態勢確立・避難情報伝達・事前避難の完了

**【雪害】**

- ・大雪に伴う救急搬送の遅れや消火活動の遅滞といった事態にならない、通常なら助かる命が大雪でも守られる地区における除雪態勢の構築

**(3) 長期的な活動計画**

- ・地域避難計画の策定
- ・地域コミュニティ（自主防災会等）への加入促進
- ・避難行動要支援者に対する個別避難支援計画の策定

## 4 地区の特性

### (1) 自然特性

#### ア 当地域で予測される自然災害

災害の種類	発生時期	町名・集落
地震による家屋倒壊 (1割以上)	地震発生時	全域
地震による火災延焼 (1箇所あたり10戸以上)	地震発生時	全域
地震によるがけ崩れ	地震発生時	上馬場町、下馬場町
がけ崩れ		上馬場町、下馬場町
大雪(積雪深30cm以上)	降雪期	全域

#### イ 災害発生予測場所における居住者・集落等一覧(別表)

災害種類	住所(集落名)	世帯主名	世帯人員
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	下馬場町	2件	3人
	東栄町1	1件	1人
	東中央通	6件	18人

#### ウ 土砂災害警戒区域等にある要援護者施設

区域の名称	所在地	施設名	施設の種類
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	東栄町3171-3	第2飯田荘 いいだディサービス センター	特養 ディサービス

#### エ 過去の災害

いつ	災害名	場所	被害状況
昭和36年	三六災害	野底川氾濫	家屋損壊、人的被害
〃	〃	谷川氾濫	家屋損壊、人的被害

### (2) 社会特性

#### ア 当地域で発生が予想される人為災害

災害の種類	発生時期	町名・集落
長時間停電	強風、降雨、大雪	全域
長時間断水	強風、降雨、大雪	全域

## イ 集落別高齢化率と生産年齢人口 (平成22年国勢調査による)

自治会名	人口 (人)	高齢化率		生産年齢人口	
		65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	15歳～64歳 (人)	割合 (%)
大門町1	56	25	44.64	29	51.79
大門町2	186	40	21.51	126	67.74
大門町3	148	67	45.27	74	50.00
大門町4	61	21	34.43	35	57.38
桜町1	114	54	47.37	51	44.74
桜町2	90	47	52.22	36	40.00
伝馬町1	132	43	32.58	70	53.03
伝馬町2	79	42	53.16	31	39.24
大王路	200	82	41.00	100	50.00
小伝馬町1	160	55	34.38	77	48.13
小伝馬町2	160	66	41.25	89	55.63
江戸町	249	96	38.55	129	51.81
仲ノ町	159	39	24.53	92	57.86
二本松	116	24	20.69	63	54.31
上馬場町	178	63	35.39	88	49.44
下馬場町	127	48	37.80	65	51.18
浜井町	242	57	23.55	149	61.57
江戸浜町	276	79	28.62	161	58.33
東栄町1	98	35	35.71	51	52.04
東栄町2	88	24	27.27	54	61.36
東中央通	375	133	35.47	204	54.40
橋北計	3,294	1,140	34.60	1,774	53.86

## 5 防災活動の内容

### (1) 防災活動の体制（班編成）

役職・班名 【担当者名】		平常時の役割	発災直後の役割 “集まれた人で！”	応急期の役割 ～6時間後以降
自主防災会長	→	総括		指揮・意思決定
副会長	→	会長の補佐	◎「2次被害、受傷事故の防止」	会長の補佐
総務班 【総務部】 【公民館長】	→	全体調整、要配慮者の把握	①被害状況の把握	全体把握、被害・避難状況の全体把握
情報・連絡調整班 【総務部】 【公民館広報部】	→	情報の収集・共有・伝達 近隣他団体との事前調整	②被害の概要を直ちに災害対策本部へ連絡。救助支援が必要な場合はその旨を連絡	情報の収集・共有・伝達（状況把握、報告活動等） 他団体との調整
消火班 【防火防犯部】 【公民館育成部】	→	器具点検、防災広報	③避難施設の簡易応急危険度判定（外観→屋内）	初期消火活動
救助・救護班 【日赤奉仕団救急】 【健康推進部】	→	資機材調達・整備	④備蓄倉庫からの資機材運搬 ⑤避難所受付準備	負傷者の救出、救護活動
避難誘導班 【交通安全部】 【公民館体育部】	→	避難路、避難施設の確認	⑥避難所開設	住民の避難誘導活動
給食・給水班 【日赤奉仕団炊出】 【地域福祉部】	→	器具点検		水・食糧の配分、炊き出し等の燃料確保、給食・給水活動

物資配分班 【社会厚生部】 【公民館文化部】	→	個人備蓄の啓発活動		物資配分、物資需要の把握
清掃班 【環境衛生委員会】	→	ごみ処理対策の検討		ごみ処理の指示
衛生班 【環境衛生委員会】	→	仮設トイレの対策検討		防疫対策、し尿処理
安全点検班 【交通安全部】	→	危険箇所巡回点検		2次被害軽減のための広報
防犯・巡回班 【防火防犯部】	→	警察との連絡体制の検討		防犯巡回活動
応急修繕班 【建設部】	→	資機材、技術者との連携検討		応急修理の支援

## (2) 平常時の活動・事前の対策

## ア 各世帯が取り組むこと

何を	いつ・いつまでに	誰が	どのように
3日分以上の水・食糧・生活物資の備蓄	日常的に実施	家事を担う者を中心に家族全員	家庭内流通備蓄の推進（購入→備蓄→消費）
避難場所・避難所の確認	家族会議または、隣組の会議後	世帯主が呼びかけ	家族会議で場所を確認する。現地に徒歩で行動してみる
安否確認方法の確認	防災の日または、隣組の会議後 毎月1日・15日	世帯主が家族に呼びかけ	伝言ダイヤル171の使い方。電話不通時のメモの書き方・置く場所の確認。定時集合場所の確認
自宅及びその周辺の災害リスクの確認	年に数回	家族全員	歩いて自宅敷地及びその周辺を確認
建物の耐震化	平成32年度までに	世帯主	無料の耐震診断後、資金計画を立案し実施

家具の転倒防止	平成 29 年度中	中学生以上	L字金具等による固定若しくは配置換え
ガラス飛散防止フィルム張り（室内及び家具のガラス）	3年以内	中学生以上	計画的にフィルム張りを実施
寝室にゴム底の靴と皮手袋を配備	3年以内	靴は家族全員 皮手袋は世帯主	計画的に配備する。

## イ 町内として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
地震発生時の一時避難場所の決定と周知	防災訓練の1ヶ月前までに	組長又は自治会長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定する。決定後、隣組内へ通知やチラシで周知
土砂災害・浸水害時の避難場所の決定と周知	出水期前まで	組長又は自治会長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定する。決定後、隣組内へ通知やチラシで周知
安否確認手段の確認と訓練	防災訓練の1ヶ月前までに	組長又は自治会長	隣組としての安否確認方法を検討して決定する。訓練で実際に実施。
各世帯で実施する事項の呼びかけ、意識啓蒙	防災訓練	組長又は自治会長	避難場所や情報伝達方法、3日分以上の備蓄等について実施状況を訓練参加者に確認する。
避難行動要支援者の把握と支援者の決定	防災訓練	組長又は自治会長	隣組及び近隣の避難行動要支援者を隣組内からの情報提供により把握する。その後会議を開き支援者を決定する。
助けあいマップ若しくは要支援者個別計画の見直し	防災訓練	組長又は自治会長及び支援者	いつ、どのようになったときに、誰が、誰のどこへ支援に行くかを記載したものを作成して地域で共有する。

災害種別に応じた避難経路の検討（2ルート以上）	防災訓練	組長又は自治会長及び各世帯	様々な災害を想定して、2ルート以上の避難ルートを検討する。
-------------------------	------	---------------	-------------------------------

## ウ 橋北地区として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
指定避難場所、指定緊急避難所の安全性の確認とその対応	防災訓練1ヶ月前までに	自主防災会役員	地震、土砂災害、浸水害の別に構造やハザードマップ等を用いて安全性を確認。
避難所開設・運営に関する訓練	防災訓練時	自主防災会役員をはじめとした住民	市防災倉庫内にある資機材を用いて避難所開設・運営訓練を行う。避難所運営マニュアルも参照する。
助けあいマップ若しくは要支援者個別計画の見直し	防災訓練の1ヶ月前までに	隣組長、自主防災会役員	いつ、どのようになったときに、誰が、誰のどこへ支援に行くかを記載したものを作成して地域で共有する。
実働に特化した訓練の実施（情報伝達、救助、救護、避難所開設・運営、消火等）	毎年防災の日前後に	全住民	それぞれの分担に合わせて立案から実施までを取り組む。訓練当日は住民の参加を促す工夫をする。
災害対応資機材の備蓄及び使用方法の周知・訓練	防災訓練、地域行事	自主防災会役員、住民	資機材を利用する機械に操作方法の習得や、内容物の点検を行う。
用水路、河川の清掃	出水期前	住民	水路のつまりやゴミの除去の実施
防災教育・学習の普及啓発	年に1回	住民、自主防災会役員	自主防災会役員向けの研修会を実施。住民向けのビデオ鑑賞や研修会を実施。

## エ 備蓄資機材の整備計画

飯田市が推奨する地区で備蓄することが望ましい資機材は次のとおりです。地区における災害リスクに応じて種類を増やす、数量を割り増すなどの工夫をしていく。

基準：人口1000人、300世帯、10集落(@30戸)、備蓄倉庫1箇所をモデル】

No.	区分	品名	数量	目安	備考
1	情報伝達	本部看板	1	地区に1つ	
2	用具	スピーカーセット	1	広報車1台に1つ	
3		電気メガホン	13	集落数+本部3つ	
4		無線機	11	集落数+基地局	
5	消火用具	ファイヤーレンジャー	10	地区に10セット	山林火災想定地区
6		消火器（消火器格納庫）	20	集落に2本	
7		初期消火用具 （ホース3本、管鎗等）	10	集落に1セット	
8	救出用具	梯子（2連アルミ）	2	倉庫に2つ	
9		チェーンソー	2	倉庫に2つ	
10		救助用工具セット	2	倉庫に2つ	
11		ハンマー	2	倉庫に2つ	
12		カケヤ	2	倉庫に2つ	
13		ボルトクリッパー（鉄線鋏）	2	倉庫に2つ	
14		一輪車	2	倉庫に2つ	
15		リヤカー	2	倉庫に2つ	
16		油圧ジャッキ	2	倉庫に2つ	
17		チェンブロック	2	倉庫に2つ	
18		ウインチ	2	倉庫に2つ	
19	レスキューキット（リュック型）	2	倉庫に2つ		
20	救護用具	救急セット50	1	倉庫に1つ	
21		担架	2	倉庫に2つ	
22		レスキューボード（簡易担架）	2	倉庫に2つ	
23	避難所運	コードリール	5	分館公民館・中規模集会所1ヶ所分を想定	
24	営用具	投光器	3	〃	
25		発電機（静音型）0.8kVA	5	〃	
26		炊飯器・釜（3～5升炊）	2	〃	
27		ガスボンベ	2	〃	
28		防災テント	2	〃	

29		防水シート（2間×3間）	10	〃	
30		防災ヘルメット	100	避難者は人口の1割を目安	
31		簡易トイレ	40	25人に1つ	
32		毛布	200	避難者は人口の1割×2枚	
33		簡易ベッド	5	避難者の5%	
34		車椅子	1	避難所に1台	
35	給水用具	浄水器	1	避難所に1台	
36	浸水害用品	土のう	200		備蓄の最低限の枚数

## オ 地区防災備蓄倉庫一覧

## (ア) 整備済の防災備蓄倉庫（備蓄場所）

No.	倉庫名称 【自治会】	所在地	主な備蓄品	管理者 (鍵管理者)
1	橋北防災倉庫 (臨時駐車場)	江戸町2丁目 289-1	テント、ハンドマイク、炊飯器ガス式、担架、灯光器、ヘルメット	自主防災会 (橋北公民館)
2	橋北防災倉庫 (旧飯田測候所)	馬場町3丁目 475-2	テント、炊飯器ガス式、机、椅子	自主防災会 (橋北公民館)
3	大門町防災倉庫	大門町86-1	テント、担架、一輪車、工具	自治会長
4	【大門町1】		消火器、メガホン	自治会長
5	【大門町2】		消火器、メガホン、救急セット	自治会長
6	【大門町3】		消火器、担架、ヘルメット	自治会長
7	【大門町4】		消火器、メガホン	自治会長
8	【桜町1】		消火器、メガホン、梯子、テント、発電機、ヘルメット、車椅子	自治会長
9	桜町2防災倉庫	桜町2	消火器、メガホン、初期消火用具、梯子、一輪車、テント、発電機、灯光器、ヘルメット	自治会長
10	【伝馬町1】		消火器、メガホン	自治会長
11	【伝馬町2】		消火器、メガホン、初期消火用具、担架、発電機、テント、一輪車、担架、ヘルメット	自治会長
12	大王路防災倉庫 (大王路公園)	大王路12-1	消火器、メガホン、初期消火用具、梯子、工具、一輪車、救急セット、担架、テント、灯光器、ヘルメット	自治会長
13	【小伝馬町1】		消火器、メガホン、ヘルメット	自治会長

14	【小伝馬町2】		消火器、メガホン、梯子、担架、炊飯器ガス一式、一輪車	自治会長
15	【江戸町】		消火器、メガホン、ヘルメット、一輪車、車椅子	自治会長
16	【仲ノ町】		消火器、初期消火用具、梯子、一輪車	自治会長
17	【二本松】		メガホン、一輪車、テント	自治会長
18	上馬場町防災倉庫	馬場町 1-11	消火器、メガホン、初期消火用具、梯子、工具、救急セット、発電機、炊飯器ガス一式、ヘルメット、一輪車	自治会長
19	【下馬場町】		消火器、メガホン、一輪車、救急セット、担架、灯光器、ヘルメット	自治会長
20	浜井町防災倉庫	浜井町 3456	消火器、メガホン、一輪車、担架、灯光器、ヘルメット	自治会長
21	江戸浜町防災倉庫	江戸浜町 3677-8	スピーカーセット、消火器、メガホン、初期消火用具、一輪車、救急セット、発電機、灯光器	自治会長
22	【東栄町1】		消火器、メガホン、初期消火用具、梯子、一輪車、担架、ヘルメット	自治会長
23	【東栄町2】		メガホン	自治会長
24	【東中央通】		消火器、メガホン、一輪車、担架、ヘルメット	自治会長

## (イ) 計画中の防災備蓄倉庫

No.	倉庫名称	所在地	建設予定年度	管理者
	当面、計画なし			

## (ウ) 倉庫別備蓄品の状況と購入計画

## a 橋北防災倉庫（臨時駐車場）

No.	区分	品名	数量	目標数量	備考
1	情報伝達	本部看板	0	1	
2	用具	スピーカーセット	1	1	公民館に配備
3		電気メガホン	25	25	
4		無線機	0	0	
5	消火用具	ファイヤーレンジャー	0	0	
6		消火器（消火器格納庫）	0	0	
7		初期消火用具 （ホース3本、管鎗等）	0	0	
8	救出用具	梯子（2連アルミ）	0	0	
9		チェーンソー	0	0	
10		救助用工具セット	0	0	
11		ハンマー	0	0	
12		カケヤ	0	2	
13		ボルトクリッパー（鉄線鋏）	0	0	
14		一輪車	0	0	
15		リヤカー	0	1	
16		油圧ジャッキ	0	3	
17		チェンブロック	0	0	
18		ウインチ	0	0	
19	レスキューキット（リック型）	0	0		
20	救護用具	救急セット50	0	0	
21		担架	2	2	公民館2階に配備
22		レスキューボード（簡易担架）	0	0	
23	避難所運営用具	コードリール	1	3	
24		投光器	4	4	
25		発電機（静音型）0.8kVA	1	0	
26		炊飯器・釜（3～5升炊）	2	2	
27		ガスボンベ	1	1	
28		防災テント	10	10	
29		防水シート（2間×3間）	2	2	
30		防災ヘルメット	30	30	
31		簡易トイレ	0	0	
32		毛布	0	0	

33		簡易ベッド	0	0	
34		車椅子	0	0	
35	給水用具	浄水器	0	0	
36	浸水害用品	土のう	0	0	

## b 橋北防災倉庫（旧飯田測候所）

No.	区分	品名	数量	目標数量	備考
1	情報伝達	本部看板	0	0	
2	用具	スピーカーセット	0	0	
3		電気メガホン	0	0	
4		無線機	0	0	
5		消火用具	ファイヤーレンジャー	0	0
6		消火器（消火器格納庫）	0	0	
7		初期消火用具 （ホース3本、管鎗等）	0	0	
8	救出用具	梯子（2連アルミ）	0	0	
9		チェーンソー	0	0	
10		救助用工具セット	0	0	
11		ハンマー	0	0	
12		カケヤ	0	0	
13		ボルトクリッパー（鉄線鋏）	0	0	
14		一輪車	0	0	
15		リヤカー	0	0	
16		油圧ジャッキ	0	0	
17		チェンブロック	0	0	
18		ウインチ	0	0	
19		レスキューキット（リュック型）	0	0	
20		救護用具	救急セット50	0	0
21	担架		0	0	
22	レスキューボード（簡易担架）		0	0	
23	避難所運	コードリール	0	0	
24	営用具	投光器	0	0	
25		発電機（静音型）0.8kVA	0	0	
26		炊飯器・釜（3～5升炊）	2	2	
27		ガスボンベ	5	5	

28		防災テント	4	4	
29		防水シート（2間×3間）	2	2	
30		防災ヘルメット	0	0	
31		簡易トイレ	0	0	
32		毛布	0	0	
33		簡易ベッド	0	0	
34		車椅子	0	0	
35	給水用具	浄水器	0	0	
36	浸水害用品	土のう	0	0	

※各自治会の計画は別にあり。

#### カ 避難所等

凡例：指定避難所・・・・・・・・小中学校の体育館など一定期間避難生活を行う施設

【区分：指定避難施設、応急避難施設】

指定緊急避難場所・・・・公園やグラウンドなど地震や火災の際に一時的に避難する場所

【区分：広域避難地、避難地、一時避難場所】

一時避難場所・・・・・・・・町内自治会で決めた一時避難地

※災害の種別（地震・土砂災害・浸水）に応じた適切な避難場所であるか確認しましょう。

※施設の受け入れ人数は利用可能面積で一人あたり3㎡を目安としましょう。

No.	区分	名称【鍵管理者】	所在地	電話	受入人数	災害種類
1	指定避難施設	浜井場小学校体育館 【学校】	小伝馬町 1-3503	22-5123	413人	地・土・水
2	応急避難施設	下伊那教育会館講堂	仲ノ町 303-1	52-0808	303人	地・土・水
		信毎販売(株)飯田支店2階	江戸浜町 3686-1	23-6269	150人	地・土・水
		東中央通公民館	東中央通 3211-20	52-0865	70人	地・土・水
		江戸浜分館	江戸浜町 3648-2	52-2646	74人	地・土・水
		東栄町自治会館	東栄町 3122-5	52-0865	60人	地・土・水

3	避難地	大王路公園	大王路 12-1		500 人	地
		江戸町公園	江戸町 1-22-3		200 人	地
		城東 1 号公園	東中央通り 5-25		1000 人	地
		東栄公園	馬場町 3 丁 目 473-1		500 人	地
		憩いの広場	大門町 29		100 人	地
		東中央通児童公園	東中央通 3211-45		320 人	地
4	広域避難地	風越公園	小伝馬町 1-3541-1		3000 人	地
		浜井場小学校 グラウンド	小伝馬町 1-3503		2000 人	地
5	一時避難場所	大門町自治会館	大門町 86-1		大門町 1 区	地
		大門町セブンイレブン 駐車場	大門町 84- 10		大門町 2 区	地
		喜久水跡地駐車場	仲ノ町 3		伝馬町 1 丁目 上馬場町	地
		慈光幼稚園グラウンド	伝馬町 2-31		伝馬町 2 丁目	地
		検察庁駐車場	伝馬町 2-37		伝馬町 2 丁目	地
		小伝馬町 2 丁目自治 会館	小伝馬町 2 丁目		小伝馬町 2 丁 目	地
		橋北臨時駐車場	江戸町 2 丁 目 289-1		江戸町	地
		二本松マスト所有 空地	二本松 331		二本松	地
		下伊那教育会館駐車 場	仲ノ町 358		仲ノ町	地
		浜井町自治会館 (浜井町児童公園)	浜井町 3456-7		浜井町	地
		勤労者福祉センター 2 階 体育館	東栄町 3108		東栄町 1 区	地

## (3) 発災直前の活動（気象注警報発表・前兆現象の始まりから発災まで）

気象注警報や市が発表する避難情報を元に、地区における警戒・避難体制について決定しましょう。用語については飯田市が発行している「災害情報ガイド」を参考にしましょう。

## ア 情報収集・共有・伝達体制

## (ア) 前兆現象等の連絡・報告

順位	誰がどこへ	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	前兆現象発見者→市役所危機管理室	前兆現象の状況（いつ、どこで、どのような状況か）	電話連絡
②	前兆現象発見者→隣組長・自治会長→住民	〃 ※隣組長・区長は情報受理後、直ちに自主避難を呼びかける。避難を開始。	電話、若しくは直接口頭
③	① →消防・警察・消防団・公民館、自治振興センター所長へ連絡	前兆現象の状況及び避難情報発出見込み情報	電話
④	自治会長→自治振興センター	地区内の状況を集約し共有化	電話、不通時は地区で配備したデジタル無線機

※災害対策基本法 抜粋

第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

## イ 避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）伝達方法

市から発令される避難情報には「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3段階があります。様々な情報媒体から一斉に情報伝達されますので、どのような状況でも確実に全住民に伝わるよう区内でも伝達方法を確立しておきましょう。

## (ア) 土砂災害・風水害・大雪等

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	自治振興センター →各自治会長	避難情報（避難準備情報・ 避難勧告・避難指示） 避難所開設情報	電話連絡、不通時は地区で配 備したデジタル無線機
②	①→組長	〃	電話、若しくは直接口頭
③	②→レッドゾーン居住者	〃	電話、若しくは直接口頭
④	②→地区民全員	〃	電話、若しくは直接口頭・拡 声器
⑤	④→避難行動要支援者 （助けあいマップ要支援 者）	〃	電話、若しくは直接口頭

## (イ) 地震

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	自治振興センター →各自治会長	避難情報（避難勧告・避難 指示） 避難所開設情報	電話連絡、不通時は地区で配 備したデジタル無線機
①	① →組長	〃	電話、若しくは直接口頭
③	②→レッドゾーン居住者	〃	電話、若しくは直接口頭
④	②→地区民全員	〃	電話、若しくは直接口頭・拡 声器
⑤	④→避難行動要支援者 （助けあいマップ要支援 者）	〃	電話、若しくは直接口頭

## ウ 防災気象情報の確認

気象に関する注意報や警報は、事前の対策を行う目安となります。特に大雨警報以上の段階では、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域では避難行動が必要となります。地区においてもいつ発表になったかを把握することは大切です。

何を	いつまでに	誰が	どのように
大雨注意報	発表直後、直ちに確認	住民全員	テレビ、ラジオ等からの情報
大雨警報	発表直後、直ちに確認	同上	同上
土砂災害警戒情報	発表直後、直ちに確認	同上	エリアメール、いいた安全安心メール、同報系防災行政無線、安心ほっとライン等
大雨特別警報	発表直後、直ちに確認	同上	同上

## (4) 災害時の活動

## ア 身の安全確保（地震）

地震が発生した時は、直ちに身を守る行動が必要不可欠です。また、余震が必ずあるので、しばらくの間は「一時避難場所」に避難しましょう。

何を	いつまでに	誰が	どのように
ダンゴムシのポーズ	緊急地震速報が流れたら直ちに実施。揺れが収まるまで。	全住民	身を小さくし、頭を守り、動かない。
いっときひなんばしょ 一時避難場所への避難	揺れが収まったら、最寄り の一時避難場所へ集合する	全住民	隣組ごとに集まり、安否確認をする。

## イ 出火防止、初期消火

何を	いつまでに	誰が	どのように
通電火災の防止	揺れが収まり、一時避難所 へ向かうとき	全世帯	ブレーカーを遮断
初期消火	天井に炎が到達するまで	協力できる頑健な住民	消火器による初期消火 初期消火用具による放水

エ 住民同士の助け合い・救助・救出・避難支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難行動要支援者への支援	災害発生前後	予め定めた支援者若しくは隣近所の住民	要支援者の自宅に出向き安否を確認。避難が必要であればその支援をする。
隣近所の安否確認	災害発生前後	組長及び全住民	各戸の居住状況の確認及び高いところへの避難の呼びかけ
倒壊家屋等からの救助	被災後直ちに	隣近所を中心とした住民	救助用資機材及び2人以上の人員を確保し、2次災害に留意しながら救助活動を行う

オ 情報収集・共有・伝達

何を	いつまでに	誰が	どのように
安否の確認	被災直後、出来るだけ早く。	自治会長、組長及び全世帯	各戸の状況を組長が把握。直ちに自治会長へ連絡し、最終、自治振興センターへ。「全員無事」も重要な情報
被害の状況 (ライフラインを含む)	被災直後、出来るだけ早く。	同上	いつ、どこで、誰が、どういう状況か、支援の必要の有無を、自治振興センターへ伝達する。「人命・住家」に関する情報を優先する。
避難生活に関する情報	避難所開設後、随時	自治会長、避難所運営責任者	現在不足しているもの、将来的に発生するであろう課題に対する要望について情報収集をする。在宅避難者のニーズ把握も忘れない。

## カ 物資の仕分け、炊き出し

何を	いつまでに	誰が	どのように
物資の仕分け	物資が避難所に到着した時から	物資担当（指定避難施設の運営を担当する自主防災役員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設内に物資を置く場所を確保。</li> <li>・避難者へ配分するもの、希望者のみに配布するもの等を区別。</li> <li>・男女の性差に応じた配布時の配慮を。</li> <li>・配布等については、情報の開示に特に配慮を。</li> </ul>
炊き出し	被災直後、最初の夜までに1回は行う。以降物資の状況に合わせて、1日朝・夜の2回を目安。	赤十字奉仕団を中心とするボランティア	区長又は自治会長の要請を受けて、炊き出しを実施。食材・燃料の確保状況を鑑みながらメニューを立案。

## キ 避難所運営、在宅避難者への支援

避難所の開設・運営の方法については、避難所運営マニュアルによる。

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難所の開設	避難所開設指示受理後直ちに、又は被災後直ちに	自主防災会役員及び早期に来た住民	チェックシートによる施設の安全確認。施設の清掃、利用スペースの確認、資機材の準備
避難所の受付	施設の安全が確認され、準備が整ってから	同上	開設準備及びルールが決定後、受付名簿により避難者を把握
避難所の運営	被災直後から概ね3ヶ月	自主防災会役員（女性を含めること）	長期間に及ぶ場合は、運営ルールを決定する。物資の配分、炊き出しや清掃、防犯など役割をみんなで担う
在宅避難者への支援	被災後からライフライン復旧（1ヶ月）まで	同上（在宅避難者にも役割を担ってもらう）	飲料水、食糧等を求めに来るため、配分等に在宅避難者も協力してもらう。登録は必須。

## (5) 復旧・復興期の活動

## ア 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
心のケア	安定した生活が送れるようになるまで	隣近所でお付き合いのある住民	日常的な声かけ、あいさつのほか、話し相手となること
情報の提供・共有・わかりやすい説明	同上	同上 避難所等運営している顔の見える関係のある者	先の見通しや、支援に関する制度がわからないことが予見。誰にでもいつでもわかる情報共有を！

## イ 関係者の連携による速やかな復旧・復興

何を	いつまでに	誰が	どのように
復興計画策定に向けた地元意見の集約	市の計画に合わせて	まちづくり委員会の役員	市が策定する復興計画への意見の集約や提案をワークショップなどの手法を用いて取りまとめる。

## (6) 市、消防、他団体、ボランティア等との連携（平常時～復興まで）

何を	いつまでに	誰が	どのように
危険箇所の把握	平常時	市、自主防災会、消防団	ハザードマップを用いて現地確認
初期消火活動	平常時～応急期	消防団、自主防災会	資機材の点検を兼ねて放水等の訓練を実施
炊き出し	平常時～応急期	市、赤十字奉仕団、ボランティア組織、自衛隊	材料の調達、資金負担、役割分担等を予め確認。訓練も実施
ボランティア活動	平常時～応急期	市、赤十字奉仕団、ボランティア組織、社協	ボランティアセンターの立上げやニーズの把握、ボランティアの受入等多岐にわたる内容を予め訓練等で調整

## 6 実践と検証

### (1) 防災訓練の実施・検証

を	いつまでに	誰が	どのように
避難訓練	毎年1回(9月)	全住民、自主防災会役員	災害別に、いつ、どこへ、どこを通過して避難するか、実働する
避難場所・避難路の確認訓練	同上	同上	災害別にどこが安全か確認する
避難行動要支援者把握訓練	同上	同上	近隣の避難行動要支援者の把握と、声掛け
安否確認訓練	同上	同上	一時避難場所での安否確認訓練
避難所開設訓練	同上	同上	避難所を開設するための資機材の運搬、受付開設の訓練
避難所運営訓練	同上	同上	物資の確保、情報の共有、炊き出し等の実動型の訓練。避難所体験も行うと良い。
情報伝達・収集訓練	同上	同上	災害の概要をいかに早く把握し、住民や関係機関と共有するか。
消火訓練	同上	同上	初期消火をいち早く行うための訓練
給水・給食訓練	同上	同上	給水活動や炊き出しといった訓練
救命救護訓練	同上	同上	医師と連携トリアージ訓練や、赤十字救急法による軽症者の手当
資機材取扱訓練	同上	同上	様々な防災資機材の使い方を習得

## (2) 防災意識の普及啓発

何を	いつまでに	誰が	どのように
家族での話し合い	常時	家族ごと	夕飯時に、どこが危険か、どこへいつ避難するか、安否確認はどうやって行うかを話し合う
地域での話し合い	隣組ごとに年1回 自治会ごとに年3回	組長、自治会長、自治会役員	危険箇所、避難場所、事前対策、応急対応について話し合い
地域イベントでの防災要素の取り入れ	通年	各役員	様々なイベントで、防災要素を1つは組み入れていく
研修会・講演会の開催	自治会単位で 年1回	全住民	防災知識を高めるため、講師を呼ぶなどして学習機会を設ける
防災に関するパンフレット、チラシの配布	年1回	全戸	家庭内備蓄を進めたり、家具の転倒防止を推進するためのチラシやパンフレットを配布する。
防災ゲームの実施	年1回	全住民のうち希望者	クロスロード、避難所運営ゲームといった防災ゲームを取り入れます。

## (3) 計画の見直し

何を	いつまでに	誰が	どのように
地区防災計画	毎年7月末までに	自主防災会役員	1年間の訓練や活動実績を踏まえて、実態に則した計画の見直しを行う。
地区防災マニュアル (風水害編)	同上	同上	同上
地区防災マニュアル (地震編)	同上	同上	同上
地区防災マニュアル (雪害編)	同上	同上	同上
避難所運営マニュアル	同上	同上	同上

## 橋北地区防災計画

制作：橋北地区自主防災会

発行日：平成 27 年 2 月 20 日 初版

平成 29 年 4 月 1 日 第 2 版

〒395-0015

長野県飯田市江戸町 2 丁目 292 番地 8

TEL:0265-24-0310

ファクシミリ：0265-23-7811

E-mail：kyouhoku@gmail.com